

平成29年度 第1回宇都宮市保健衛生審議会

日 時：平成29年8月31日（木）

午後7時00分～

場 所：保健所 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 副会長の選出

5 議事

(1) 「(仮称) 第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画」の策定について・・・【資料1】

(2) 「第2次宇都宮市食品安全推進計画」の中間評価について・・・・・・【資料2】

(3) 「(仮称) 健康ポイント事業」の実証事業について・・・・・・【資料3】

6 そ の 他

7 閉 会

宇都宮市保健衛生審議会の概要

設置目的	<p>宇都宮市附属機関に関する条例（昭和42年条例第1号）第2条に基づき設置されている附属機関であり，市長の諮問に応じ，市民の健康づくりの推進及び生活衛生の向上に関して必要な事項（下記参照）について審議する</p> <p>【所掌事務】 (1) 健康づくり事業に関すること (2) 食品の安全対策に関すること (3) 救急医療対策に関すること (4) 精神保健対策に関すること 等の保健衛生全般</p>
組織	<p>委員22人以内をもって組織する（別紙2「宇都宮市保健衛生審議会規則」を参照）</p> <p>【委員の構成】 (1) 第1号委員 市議会議員 (2) 第2号委員 学識経験を有する者 (3) 第3号委員 関係団体の代表者 (4) 第4号委員 市長が必要と認める者（公募委員）</p>
任期	<p>2年間 （現任期：平成28年12月16日から平成30年12月15日まで）</p>
主な会議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康うつのみや21」計画の策定に関する諮問・答申 ・関連する保健衛生事業の取組状況報告について 等

宇都宮市保健衛生審議会規則

平成10年3月31日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市附属機関に関する条例(昭和42年条例第1号)第3条の規定に基づき、宇都宮市保健衛生審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平13規則16・一部改正)

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、必要に応じ、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平13規則16・追加)

(関係人の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(平13規則16・旧第4条線下)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健福祉部保健所総務課において処理する。

(平13規則16・旧第5条線下、平18規則40・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平13規則16・旧第6条線下・一部改正)

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第16号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第40号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則・要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議

の開催に当たっては、公開・非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 場所
- エ 議題
- オ 会議の公開又は非公開の別
- カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由
- キ 傍聴者の定員
- ク 傍聴手続
- ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため、行政経営部行政経営課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

「(仮称) 第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画」の策定について

1 策定の目的

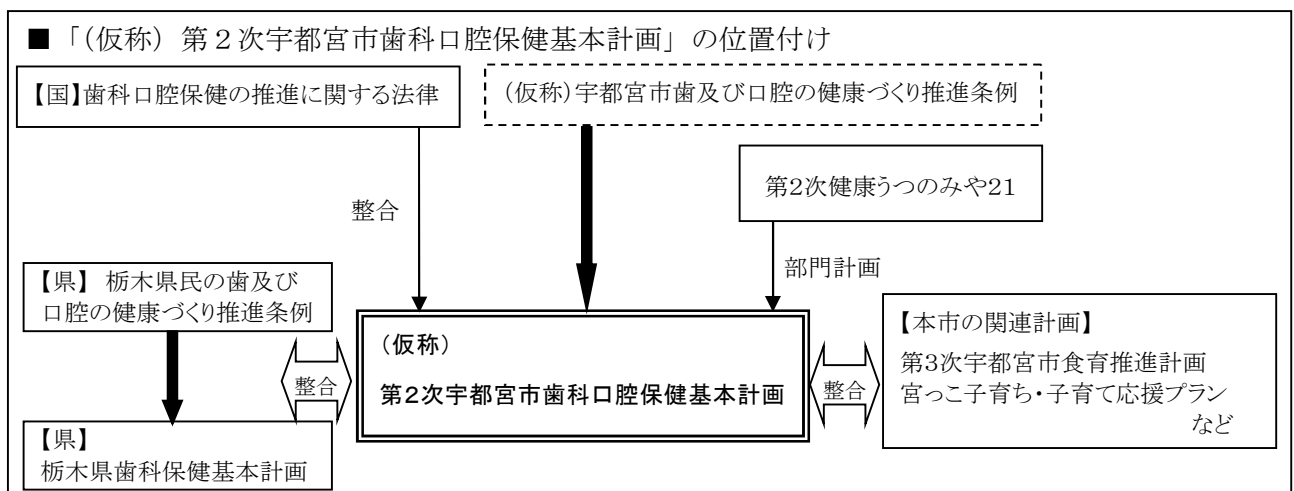
歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、生活の質の向上や全身の健康の保持増進に欠かせないものであり、歯周病などの歯科疾患と糖尿病などの全身疾患の関連性も明らかとなってきている。

本市においては、平成25年11月に「宇都宮市歯科口腔保健基本計画」を策定し、学齢期まではむし歯予防、成人期では歯周病予防を中心に取り組むなど、ライフステージに応じた歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところである。

このような中、進行した歯周病に罹患する成人の割合は改善傾向にあるものの、全国平均よりも依然として高い状況にあり、また、高齢化が進行する中、生涯にわたり健康で質の高い生活を営むため、妊娠期・乳幼児期から高齢期における口腔機能の維持・向上など、生涯を通じた歯科口腔保健の取組を更に推進する必要があることから、平成29年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、「(仮称) 第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

- ・ 「(仮称) 宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づく市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本計画（予定）
- ・ 「健康増進法」に基づく、市健康増進計画である「第2次健康うつつのみや21」の部門計画
- ・ 「歯科口腔保健の推進に関する法律」や「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」「栃木県歯科保健基本計画」と整合を図るもの



3 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間

4 計画内容

(1) 現状と課題

現行計画の評価及び本市の現状の把握と課題の抽出・・・別紙

【本日、御意見をいただきたい点】
「(仮称)第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画」の策定に向け、現行計画の評価
や本市の現状等をふまえて整理した課題について御意見をいただきたい。

(2) 基本方針及び目標の設定

課題に対応するための基本方針や目標の設定

(3) 施策・事業

「宇都宮市歯科口腔保健基本計画」で設定したライフステージ等に応じ、歯と口腔の健康づくりに資する施策・事業の設定

5 今後のスケジュール

平成29年11月	第2回保健衛生審議会（計画素案）
平成30年 1月～	パブリックコメントの実施
3月	庁議付議 ⇒ 計画策定・公表

「(仮称) 第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画」の策定に向けた課題の整理について

1 現行計画の概要

1 計画期間
平成25年度から平成29年度まで(5か年)

2 計画の考え方

(1) 基本理念
歯つらつと笑顔で暮らす健康ライフの実現

(2) 基本目標
生涯自分の歯で食事を楽しみ、健康で心豊かに過ごします。

(3) 基本方向

基本方向1 歯科疾患の予防
基本方向2 口腔機能の維持・向上
基本方向3 要介護者等への歯科口腔保健の推進
基本方向4 歯科口腔保健を推進するための環境整備

※ 4つの基本方向を推進するため、ライフステージ等に応じた歯科口腔保健対策を実施する。
ライフステージ等：

- ① 妊娠期・乳幼児期(出生前～5歳)
- ② 学齢期(6歳～17歳)
- ③ 成人期(18歳～64歳)
- ④ 高齢期(65歳～)
- ⑤ 介護を必要とする方・障がいのある方

2 現行計画の構成事業の進捗状況

構成事業ごとに実施状況と活動指標を比較し、平成28年度の進捗状況を次の区分により評価
A：順調(達成率90%以上)
B：おおむね順調(達成率70～90%)
C：やや遅れている(達成率70%未満)

1 事業全体の進捗状況

評価	事業数	割合
A	25	75.8%
B	3	9.1%
C	5	15.1%
合計	33	100.0%

⇒ 事業の進捗状況はおおむね順調である。

2 各ライフステージ等における進捗状況 (事業数)

評価	妊娠期・乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期	要介護者・障がい者
A	7	5	5	5	3
B	1	0	2	0	0
C	1	0	1	3	0
合計	9	5	8	8	3
A・Bの割合	88.9%	100%	87.5%	62.5%	100%

⇒ 全体としては進捗状況は順調であるが、高齢期においてはやや遅れている。

3 基本方向における進捗状況 (事業数)

評価	歯科疾患の予防	口腔機能の維持・向上	要介護者等への歯科口腔保健の推進	歯科口腔保健を推進するための環境整備
A	24	23	3	10
B	3	3	0	1
C	3	5	0	0
合計	30	31	3	11
A・Bの割合	90.0%	83.9%	100%	100%

⇒ 進捗状況は順調である。

3 現行計画の評価と課題(ライフステージごと)

1 妊娠期・乳幼児期

【評価指標】

- ・ 妊産婦歯科健診を受ける人の割合は目標値に向け改善傾向にある。32.2%⇒32.9%(目標値35.0%)
- ・ むし歯のない幼児(3歳児)の割合は目標値に向け改善傾向にある。80.4%⇒87.7%(目標値88.0%)
- ・ フッ化物塗布を受ける幼児の割合は目標値に達している。55.5%⇒62.3%(目標値59.0%)

【課題】

- ・ 妊娠中の歯の健康状態は、母親・胎児ともに影響があることから、母親の歯科口腔の健康管理の重要性について、周知啓発に更に取り組む必要がある。
- ・ 幼児のむし歯は減少傾向にあるが、更に減少させるため、引き続きむし歯予防に取り組む必要がある。

2 学齢期

【評価指標】

- ・ 12歳児の一人平均むし歯数について割合は目標値に向け改善傾向にある。1.2歯⇒0.9歯(目標値0.2歯)
- ・ むし歯のない小学生の割合は目標値に達している。41.5%⇒51.5%(目標値51.0%)
- ・ むし歯のない中学生の割合は目標値に達している。50.0%⇒62.8%(目標値56.0%)

【課題】

- ・ 小学生・中学生のむし歯は減少傾向にあるが、更に減少させるため、引き続きむし歯予防に取り組む必要がある。

3 成人期

【評価指標】

- ・ 40歳で未処置歯がある人の割合は目標値に向け改善傾向にある。50.8%⇒47.5%(目標値35.0%)
- ・ 4mm以上の歯周ポケットのある人の割合について、40歳では目標値に向け改善傾向にあり、50歳では策定の状況から変化がみられず、60歳では目標値に達している。40歳39.0%⇒36.6%(目標値34.0%)
- ・ 50歳54.2%⇒54.1%(目標値48.0%)
- ・ 60歳59.0%⇒49.8%(目標値51.0%)
- ・ 歯周病と言われたが、治療や取組をしていない成人の割合は男女ともに策定時より増加している。男20.5%⇒28.9%(目標値15.0%) 女14.8%⇒20.9%(目標値8.0%)
- ・ 定期的に歯科健診を受ける成人の割合は目標値に向け改善傾向にある。26.6%⇒30.1%(目標値40.4%)
- ・ 60歳で24本以上自分の歯がある人の割合は目標値に向け改善傾向にある。57.9%⇒60.5%(目標値64.0%)

【課題】

- ・ 歯科健診や歯科健康相談など成人を対象とした事業を実施した結果、改善傾向にあるものもあるが、特に歯周病に関しては治療や取組をしていない成人の割合が増加するなど、成果が十分とは言えないものがある。

4 高齢期

【評価指標】

- ・ 80歳で20本以上自分の歯がある人の割合は目標値に向け改善傾向にある。35.7%⇒38.8%(目標値44.0%)

【課題】

- ・ 引き続き、高齢者の歯科口腔の健康管理に対する意識の向上を図るとともに、8020運動の達成のため、若いうちからの取組を強化する必要がある。

5 介護を必要とする方・障がいのある方

【評価指標】

- ・ 定期的に歯科健診を実施する介護・福祉施設(入所型)の割合は目標値に向け改善傾向にある。33.3%⇒41.7%(目標値47.0%)

【課題】

- ・ 定期的な歯科健診による継続的な口腔ケアは、歯科口腔の健康管理に大きく寄与することから、引き続き、定期的な歯科健診を実施する入所型介護・福祉施設の増加に努める必要がある。

全体の評価

計画に計上した事業については、おおむね順調に進捗しており、妊娠期・乳幼児期や学齢期におけるむし歯のない人の割合が増加するなど、一定の成果がみられる。

しかしながら、歯周病の治療や取組をしていない成人の割合は増加していることから、定期的な歯科健診の受診や歯周病治療へつなげる取組をより一層行っていく必要がある。

また、8020運動を達成し、健康で豊かに過ごすためには、若いうちから切れ目ない取組が必要であることから、引き続き、ライフステージごとの特性に合わせた取組を行っていく必要がある。

4 歯科口腔保健をめぐる状況

1 本市の状況

(1) 人口構成

項目		H22年度国勢調査	H27年度国勢調査
総人口	市	511,739人	518,594人
15歳未満割合	市	14.2%	13.7%
15～64歳割合	市	66.0%	63.3%
65歳以上割合	市	19.7%	23.0%

(2) 健康寿命

項目		H22年		H25年		伸び率	
		男	女	男	女	男	女
健康寿命	市	78.47	83.16	78.58	83.17	0.11	0.01
※市・県・介護認定データによる	県	77.90	82.88	78.13	82.92	0.23	0.04
平均寿命	市	79.81	86.06	79.88	86.04	0.07	-0.02
※国勢調査データによる	県	79.14	85.73	79.06	85.66	-0.08	-0.07

(3) 主な死因 (平成27年人口動態統計より)

【がん】27.6%【心疾患(高血圧症を除く。)]16.2%【脳血管疾患】10.6%【肺炎】8.9%
 ※ 肺炎死者数世代別割合【～10歳代】0.3%【20歳代～60歳代】7.8%【70歳代～】92.2%

(4) 市民健康等意識調査、歯科健診等結果

- 不正咬合が認められる3歳児の割合「3歳児歯科健康診査」12.4% (H26) ⇒12.5% (H28)
- 不正咬合：歯並びや噛み合わせが悪い状態のこと
- 歯や口の気になる症状「平成29年度市民健康等意識調査」
 【中学生・高校生】①特に気になることはない47.0% ②歯並びや噛み合わせ21.7%
- 食事の咀嚼の状況「平成28年度宇都宮市食育に関する意識調査」
 よく噛んで食べている31.1%、あまり噛んでいない56.7%
- 歯の本数：28本(全部)ある人の割合「平成29年度市民健康意識調査」
 【20歳代】76.7%【30歳代】69.2%【40歳代】57.1%【50歳代】33.7%【60歳代】17.5%【70歳代】11.2%【80歳代以上】2.1%
- 指摘された症状や病気の割合(成人)「市民健康等意識調査」
 歯周病14.2%(H23) ⇒21.7%(H29) 糖尿病10.1%(H23) ⇒13.8%(H29)
- 介護・福祉施設における歯科医師との関わり「平成29年度要介護高齢者・障がい者の歯科口腔保健に関するアンケート調査」
 ①訪問歯科診療利用45.8% ②かかりつけの歯科診療所31.3%
- かかりつけ歯科医を持つ人の割合「平成29年度市民健康等意識調査」
 【幼児】66.0%【小学生】88.8%【中学生】78.9%【高校生】69.3%【成人】72.3%
- 歯の健康に関する取組を行っている人の割合「市民健康等意識調査」
 【幼児】92.0%(H23) ⇒93.4%(H29)【小学生】82.1%(H23) ⇒85.5%(H29)【中学生】64.7%(H23) ⇒74.6%(H29)
 【高校生】53.2%(H23) ⇒65.2%(H29)【成人】69.3%(H23) ⇒75.0%(H29)
- 市の歯科診療所数「栃木県資料」295施設(H25) ⇒305施設(H29)

(5) 歯科口腔保健の推進に関する条例(議員提案)制定の状況

「(仮称)宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例」制定予定(平成29年11月8日施行予定)
 ※平成29年9月議会で上程予定

2 国の動向

- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」の制定(平成23年8月10日施行)
- ※今年度、法律に基づき制定された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の中間評価を実施
- 「健康日本21(第2次)」の推進に当たり、今後必要となる対策として、歯の喪失だけでなく、口腔機能の低下についても対策を進め、機能向上面からのアプローチを強化する必要があるとしている。

3 県の動向

- 「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」の制定(平成23年4月1日施行)
- 「栃木県歯科保健基本計画(2期計画)策定予定(平成30年3月)(計画期間：平成30年度～平成34年度)
- 「栃木県障害者歯科医療システム」を平成28年度に再構築し、障がい者が住み慣れた身近な地域で歯科診療を受けられる環境を整備している。宇都宮市の障がい者歯科医療協力医の人数：24人「栃木県資料」

4 その他

- 高齢期の肺炎と誤嚥性肺炎の関係について、70歳以上の高齢者の起こす肺炎の約8割は誤嚥性肺炎であるとの調査結果がある(筑波大学 寺本信嗣教授)。
- ※誤嚥性肺炎：細菌が食べ物や唾液とともに誤って肺に入ってしまうこと(誤嚥)で起こる肺炎
- 8020運動をさらに発展させるべく、「オーラルフレイル」という考え方を啓発している(日本歯科医師会)。
- ※オーラルフレイル：滑舌低下、食べこぼし、わずかなむせ、かめない食品が増えるなど、些細な口腔機能の低下から始まる身体の衰えの一つ
- 歯周病と糖尿病の関連性について、糖尿病患者は健康者に比べ歯周病が悪化しやすいこと、また、歯周病を改善することで糖尿病が改善する可能性があることが明らかになってきている。

5 課題の総括

＜基本方向1＞ 歯科疾患の予防	＜基本方向2＞ 口腔機能の維持・向上	＜基本方向3＞ 要介護者等への 歯科口腔保健の推進	＜基本方向4＞ 歯科口腔保健を 推進するための環境整備
【妊娠期・乳幼児期】 ●乳幼児のむし歯の状況はおおむね減少傾向にあるが、引き続き子どもの成長に合わせた適切なむし歯の予防を行っていく必要がある。	【妊娠期・乳幼児期】 ●不正咬合が認められる3歳児の割合は横ばいとなっているが、指しゃぶり等が不正咬合の要因の一つとして関係することから、母親など保育者への周知啓発を行う必要がある。	●定期的に歯科健診を実施している入所型介護・福祉施設は増加傾向にあるが、歯科医師会と連携して実施している訪問歯科診療の周知により、引き続き、定期的に歯科健診を受診しやすい環境を整備する必要がある。	●歯の健康に関する取組を行っている人の割合が増加していることや、かかりつけ歯科医を持つ人の割合が全ての世代で60%を超えていることから、市民の歯科口腔保健に対する意識は高まっていると考えられるが、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりのため、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診の受診によって、むし歯や歯周病といった歯科疾患の早期発見・早期治療や口腔機能の維持・向上などを行っていくことの重要性について、歯科医師会や学校、事業所等と連携し、普及啓発する必要がある。
【学齢期】 ●学齢期のむし歯は減少傾向にあるが、学齢期は乳歯から永久歯に生え変わるため、永久歯のむし歯予防が重要となってくることから、適切なむし歯予防を行っていく必要がある。	【学齢期】 ●中学生・高校生で歯並びや噛み合わせが気になると回答した人の割合が多くなっているが、学齢期の口腔機能は成人期にも影響することから、口腔機能の維持・向上を図る必要がある。	●障がいのある方について、県が「栃木県障害者歯科医療システム」を再構築し、歯科診療を受診しやすい環境を整備したことから、その周知に引き続き取り組む必要がある。	●食事の際、あまり噛んでいない人の割合が約60%となっており、よく噛んで食べることは生涯自分の歯で食事を楽しむことにつながるから、よく噛んで食べることの重要性について周知啓発を行う必要がある。
【成人期】 ●歯周病に罹患しやすい時期であり、最終的には歯が抜け落ちてしまうことから、8020運動達成を目指し、まずは6024運動を達成するため、成人期において、歯の健康が全身の健康に影響することについて普及啓発を行い、定期的な歯科健診の受診や治療へつなげる取組が必要である。	【成人期】 ●食事の際、あまり噛んでいない人の割合が約60%となっており、よく噛んで食べることは生涯自分の歯で食事を楽しむことにつながるから、よく噛んで食べることの重要性について周知啓発を行う必要がある。	【高齢期】 ●一般的に、摂食・嚥下や咀嚼能力等の口腔機能が低下しやすい時期であり、誤嚥性肺炎を起こしやすくなることから、生活の質の向上や介護予防の観点からも摂食・嚥下や咀嚼能力等の口腔機能の維持・向上を図る必要がある。	【高齢期】 ●8020運動を達成するため、成人期から引き続き歯科疾患の予防に取り組む必要がある。

6 次期計画で取り組むべき課題

1 歯科疾患の予防

8020運動を達成するため、若いうちから切れ目なくむし歯・歯周病などの歯科疾患の予防や歯の喪失防止に取り組む必要がある。

【妊娠期・乳幼児期～学齢期】

- 学齢期までのむし歯の状況は改善しているが、引き続きむし歯予防に取り組む必要がある。

【成人期～高齢期】

- 成人期の歯周病はあまり改善が見られないが、歯周病は成人以降の歯の喪失の原因となるほか、糖尿病といった生活習慣病との関連性も考えられるため、対策が必要である。
- 歯の健康が全身の健康に影響することについて普及啓発を行う必要がある。

2 口腔機能の維持・向上

生活の質の向上を図るためには、生涯にわたる健全な口腔機能の維持が重要であることから、生涯を通じた口腔機能の維持・向上に取り組む必要がある。

【妊娠期・乳幼児期～学齢期】

- 生涯にわたる健全な口腔機能の維持のため、子どもの頃から取組を行う必要がある。

【成人期】

- よく噛んで食べることは生涯自分の歯で食事を楽しむことにつながるから、よく噛んで食べることの重要性について周知啓発を行う必要がある。

【高齢期】

- 生活の質の向上や介護予防の観点からも、摂食・嚥下や咀嚼能力等の口腔機能の維持・向上に取り組む必要がある。

3 歯科口腔保健推進のための普及啓発

- 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりのため、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診の受診によって歯科疾患の早期発見・早期治療や口腔機能の維持・向上などを行っていくことの重要性について、歯科医師会や学校、事業所等と連携し、普及啓発する必要がある。
- 介護を必要とする方や障がいのある方が適切な歯科健診や歯科診療を受診できるよう、訪問歯科診療や「栃木県障害者歯科医療システム」を周知する必要がある。

宇都宮市歯科口腔保健基本計画【概要版】

第1章 計画の策定について

1 計画策定の目的

歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、生活の質の向上や全身の健康の保持増進に欠かせないものであり、近年では、歯科疾患と全身疾患の関連性も明らかになってきている。平成23年には、「歯科口腔保健の推進に関する法律」や、「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」が施行され、翌年には県条例に基づく「栃木県歯科保健基本計画」が策定されるなど、国・県ともに生涯を通じた歯科口腔保健の推進を図っているところである。

このような中、本市においても、ライフステージに応じた歯科口腔保健に関する施策事業を総合的かつ計画的に推進し、歯科口腔保健分野から市民の健康づくりを支援するため本計画を策定するもの

2 計画の位置づけ

健康増進法に基づく、市健康増進計画「第2次健康うつのみや21」の部門計画

3 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5か年

4 基本的な考え方

基本理念
は
歯つらつと笑顔で暮らす健康ライフの実現

基本目標
生涯自分の歯で食事を楽しみ、健康で心豊かに過ごします。

基本方向
【基本方向1】 歯科疾患の予防
歯科の二大疾患である「むし歯」と「歯周病」の予防対策を推進するとともに、歯と口腔の健康づくりの基本である、正しい歯みがき方法の習得など、セルフケア能力^{※1}の向上を支援する。

【基本方向2】 口腔機能の維持・向上
生活の質の向上には、生涯にわたり健全な口腔機能を維持することが重要であり、乳幼児期から学齢期にかけて獲得した口腔機能を、高齢期までできる限り維持できるように、歯の喪失防止に向けて支援する。

【基本方向3】 要介護者等への歯科口腔保健の推進
要介護者や障がい児者は、口腔の衛生状態を良好に保つことが難しく、継続的な口腔管理が必要であることから、必要な歯科健診や口腔ケア等が受けられるよう支援する。

【基本方向4】 歯科口腔保健を推進するための環境整備
自宅や施設での訪問歯科診療に対する支援体制を構築する。また、歯科健診の受診の勧奨や「かかりつけ歯科医（ホームドクター）」の普及啓発など、歯科の受診促進を図ることにより、継続的な口腔管理が行われるよう支援する。

※1 歯みがきや、デンタルフロスによる歯と歯の間の清掃など自分自身で行うケア

第3章 計画推進のために

1 推進体制 本計画の着実な推進を図るため、施策・事業の実施にあたっては、健康づくり推進員・食生活改善推進員や地域・職域連携推進協議会を通して、家庭、学校、地域、企業、関係団体等と連携し、歯と口腔の健康づくりを推進する。

2 進行管理 本計画の上位計画である「第2次健康うつのみや21」において進行管理を行い、「第2次健康うつのみや21」の中間評価と併せて本計画の最終評価を行う。

第2章 各ライフステージ等における現状と課題、取組について

妊産期・乳幼児期（出生前～5歳）

【現状と課題】
 ・1歳6か月児むし歯有病者率 2.56% (H19)⇒2.09% (H22) 国 2.33% (H22)
 ・3歳児むし歯有病者率 25.2% (H19)⇒19.6% (H22) 国 21.5% (H22)
 ・妊産婦の歯科健康診査受診率 32.1% (H19)⇒32.2% (H23)
 乳歯のむし歯は減少傾向にあり、全国平均よりも良い状況にあるが、乳歯のむし歯は後続する永久歯や歯並びにも影響を与えることがあるため、子どもの成長に合わせた、適切な歯と口腔の管理が必要である。
 また、むし歯の原因菌は、乳幼児期に保育者（主に母親）から感染するため、妊娠中から、生まれてくる子どものために、母親自身の口腔内も良好な状態に保つことが必要である。

【目標】 乳歯のむし歯を予防しよう 【重点取組】⇒目標の達成に向けて、特に重要となる市民の具体的な取組

【重点取組】
乳幼児期から正しい歯みがきの習慣を身につけるとともに、保護者による仕上げみがきを徹底します。
【主な事業】
 ・妊産婦の歯科健康診査
 ・1歳6か月児健康診査
 ・3歳児健康診査
 ・子どものむし歯予防事業（2歳5か月児歯科健診、3歳児・親と子のよい歯のコンクール、フッ化物塗布）

学齢期（6～17歳）

【現状と課題】
 ・小学生のむし歯有病者率 67.9% (H19)⇒58.5% (H23) 国 57.2% (H23)
 ・中学生のむし歯有病者率 56.9% (H19)⇒50.0% (H23) 国 48.3% (H23)
 ・1日の歯みがき回数小学生 1回[19.7%], 2回[47.8%], 3回[30.9%] (H23)
 中学生 1回[8.1%], 2回[50.0%], 3回[39.8%] (H23)
 高校生 1回[14.3%], 2回[58.1%], 3回[26.4%] (H23)
 学齢期のむし歯は減少傾向にあるが全国平均よりも高い状況にあり、児童・生徒が、むし歯予防に関する正しい知識・行動を身に付けることが必要である。

【目標】 永久歯のむし歯を予防しよう

【重点取組】
自分の歯並びやかみ合わせにあった歯みがき法を習得し、実践します。
【主な事業】
 ・子どものむし歯予防事業（フッ化物塗布）
 ・小学校における歯の健康教室
 ・小中学校における歯科健診
 ・歯の衛生推進事業（歯と口の健康週間イベント）

成人期（18～64歳）

【現状と課題】
 ・4mm以上の歯周ポケットのある人の割合
 40歳代:40.7% (H17)⇒39.0% (H22) 国 40歳代:28.0% (H23)
 50歳代:55.7% (H17)⇒54.2% (H22) 国 50歳代:41.6% (H23)
 ・歯の健康への取組
 時間をかけて丁寧に歯みがき 45.7% (H23)
 [複数回答] 定期的な歯科健診受診 26.6% (H23)
 特に取組んでいない 25.4% (H23)
 定期的に歯石除去や歯面清掃 21.2% (H23)
 フッ化物配合の歯みがき剤使用 17.7% (H23)
 進行了歯周病に罹患する人の割合は、年齢とともに増加傾向にある。
 歯周病は、歯を失う大きな原因であるとともに、糖尿病や循環器疾患など全身疾患との関連性も指摘されていることから、定期的な歯科健診等による継続的な口腔管理で、歯周病の予防・早期発見に努めることが必要である。

【目標】 歯周病を予防しよう

【重点取組】
定期的な歯科健診や歯石除去、歯みがき指導を受け、自分の歯や口腔の状況にあったセルフケアを身につけます。
【主な事業】
 ・歯科健診（歯周病検診）
 ・健康普及啓発事業（歯の健康講座）
 ・健康相談（歯科健康相談）
 ・健康づくり推進員、食生活改善推進員養成講座
 ・地域・職域連携推進協議会と連携した普及啓発活動

高齢期（65歳～）

【現状と課題】
 ・80歳で20本以上自分の歯がある人の割合 28.0% (H17)⇒35.7% (H23)
 国 40.2% (H23)
 80歳で20本の歯を有する人の割合は増加傾向にあるが、歯の喪失を防ぐことは、口腔機能を維持し、生活の質の向上にもつながることから、今後も更に歯の喪失防止に努めることが必要である。

【目標】 歯の喪失を防ごう

【重点取組】
8020運動について正しく理解します。
【主な事業】
 ・歯の衛生推進事業（高齢者よい歯の表彰式）
 ・介護予防教室（はつらつ教室）
 ・通所型介護予防事業（げんき応援教室、元気アップ教室）
 ・訪問型介護予防事業

介護を必要とする方

【現状と課題】
 入所型介護・福祉施設での定期的な歯科健診の実施状況 33.3% (H25)
 県 28.2% (H23)
 介護を必要とする方や障がいのある方は口腔衛生の悪化や症状の重症化が進みやすく、誤嚥性肺炎などの全身状況の悪化につながりやすいため、介護者（家族、施設職員）は歯や口腔に関する意識の向上を図るとともに、口腔ケア技術を身につけ、日常的に取り組むことが必要である。

【目標】 歯科保健医療サービスが利用しやすくなる。

【重点取組】
介護を必要とする方や、障がいのある方の歯や口腔に異常がないか、家族や周りの人が関心を持ちます。
【主な事業】
 ・通院困難な患者に対する訪問歯科診療の推進
 ・栃木県心身障害児者歯科医療システムの周知及び有効活用

宇都宮市歯科口腔保健基本計画の具体的な事業・目標値

ステージ等	基本方向				事業等	評価指標	現状値	目標値 (平成29年度)
	【基本方向1】 歯科疾患の 予防	【基本方向2】 口腔機能の 維持・向上	【基本方向3】 要介護者等へ の歯科口腔保 健の推進	【基本方向4】 歯科口腔保健 を推進するた めの環境整備				
妊娠期・乳幼児期	●				妊産婦の歯科健康診査	妊産婦歯科健診を受ける人の割合	32.2%	35.0%
	●	●			1歳6か月児健康診査			
	●	●			3歳児健康診査			
	●	●			子どものむし歯予防事業(2歳5か月児歯科健診, 3歳児・親と子のよい歯のコンクール, フッ化物塗布)	むし歯のない幼児(3歳児)の割合	80.4%	88.0%
	●	●			健康教育			
	●	●		●	健康普及啓発事業(歯の健康講座)			
	●	●		●	歯の衛生推進事業(歯と口の健康週間イベント)	フッ化物塗布を受ける幼児の割合	55.5%	59.0%
	●	●			食育の推進(食育出前講座～健康な歯を育てましょう)			
●	●		●	歯からはじめる健康づくり普及活動 ⇒歯と口腔の健康づくりウェブ講座, 歯と口腔の健康づくり出前講座, いい歯の日(11月8日)にちなんだキャンペーンの実施				
学齢期	●				子どものむし歯予防事業(フッ化物塗布)	むし歯のない小学生の割合	41.5%	51.0%
	●	●			小中学校における歯科健診			
	●	●			小学校における歯の健康教室	むし歯のない中学生の割合	50.0%	56.0%
	●	●		●	歯の衛生推進事業(歯と口の健康週間イベント)			
	●	●		●	歯からはじめる健康づくり普及活動 再掲	12歳児の一人平均むし歯数	1.2歯	0.2歯
成人期	●	●			歯科健診(歯周病検診) ⇒歯周病の早期発見・早期治療をより一層進めるため, 歯科健診の充実を図る。	40歳で未処置歯がある人の割合	50.8%	35.0%
	●	●			健康普及啓発事業(歯の健康講座)			
	●	●			健康相談(歯科健康相談)	4mm以上の歯周ポケットのある人の割合	40歳39.0% 50歳54.2% 60歳59.0%	40歳34.0% 50歳48.0% 60歳51.0%
	●	●		●	健康づくり推進員, 食生活改善推進員養成講座			
	●	●		●	地域・職域連携推進協議会と連携した普及啓発活動 ⇒仕事で忙しく歯や口腔に関心が薄い働き世代に対し, 地域・職域連携推進協議会と連携し, 職域への歯科に関する健康情報の提供や, 歯周病予防等についての普及啓発を行い, 働き世代の「歯と口腔の健康づくり」の意識を高める。			
	●	●		●	歯の衛生推進事業(歯と口の健康週間イベント)	歯周病と言われたが, 治療や取組をしていない成人の割合	男性20.5% 女性14.8%	男性15.0% 女性8.0%
	●	●			食育の推進(食育出前講座～よくかんでおいしく食べて健康に)	定期的に歯科健診を受ける成人の割合	26.6%	40.0%
	●	●		●	歯からはじめる健康づくり普及活動 再掲	60歳で24本以上自分の歯がある人の割合	57.9%	64.0%
高齢期	●	●			歯の衛生推進事業(高齢者よい歯の表彰式)	80歳で20本以上自分の歯がある人の割合	35.7%	44.0%
	●	●			歯科健診(歯周病検診)			
	●	●			食育の推進(食育出前講座～よくかんでおいしく食べて健康に)			
		●			介護予防教室(はつらつ教室)			
		●			通所型介護予防事業(げんき応援教室, 元気アップ教室)			
		●			訪問型介護予防事業			
	●	●		●	歯からはじめる健康づくり普及活動 再掲			
障がい児者 要介護者	●	●	●		家族介護教室	定期的に歯科健診を実施する介護・福祉施設(入所型)の割合	33.3%	47.0%
	●	●	●	●	通院困難な患者に対する訪問歯科診療の推進 ⇒病気等のため歯科医院への通院が困難な患者に対する訪問歯科診療を推進するとともに, 訪問歯科診療を実施する歯科医院の情報や要介護者への口腔ケアの必要性等についての周知啓発を図る。			
	●	●	●	●	栃木県心身障害児者歯科医療システムの周知及び有効活用			

「第2次宇都宮市食品安全推進計画」の中間評価について

1 計画の概要について（別紙1参照）

(1) 計画の趣旨

本市では、「宇都宮市食品安全条例」に基づき、安全で安心できる食環境の実現に向けた取組の充実を図るため、食品の生産から販売までの各段階における食の安全の確保や市民への正確で分かりやすい情報発信など、食の安全を広げるとともに、事業者・市民がそれぞれの役割を果たし、相互に理解し連携を図りながら、主体的に取り組みを進めていくことを内容とした「第2次宇都宮市食品安全推進計画」を平成26年3月に策定し、食の安全・安心を築き、支えることを目指している。

(2) 計画の位置づけ

- ・第5次宇都宮市総合計画策定基本計画（後期基本計画）の分野別計画
- ・宇都宮市食品安全条例第7条に規定する計画

(3) 計画期間 平成26年度から平成30年度まで

(4) 計画の目標

ア 基本的な考え方

- ・食品の生産から消費に至る幅広い視野に立った一貫した施策の推進
- ・市民にとって安全で安心できる食環境の実現
- ・関係者の相互理解と協力・連携の推進
- ・食の安全と安心を確保するための体制整備の推進

イ 基本目標

- 基本目標1 生産から販売に至る食品の安全を守ります ～守る安全～
- 基本目標2 市民の食に対する安心感を向上します ～広げる安心～
- 基本目標3 市民・事業者・行政の食に関する相互理解を促進します ～築く信頼～
- 基本目標4 食の安全と安心を支える体制を充実します ～支える安全・安心～

2 中間評価について

(1) 評価の考え方

ア 基本施策

- 各事業（別紙2参照）については、平成28年度目標値について、①達成度90%以上（A）、②達成度70～90%未満（B）、③達成度70%未満（C）に分類し、進捗状況を評価する。
- 基本施策については、各事業の進捗状況のA・B評価の割合が、①90%以上（順調）、②65%～90%未満（概ね順調）、③65%未満（やや遅れている）に分類し、評価する。

イ 基本目標

基本目標に設定した指標の平成30年度目標値に対する進捗度や、基本施策の評価を踏まえ評価する。

(2) 平成28年度の評価について

ア 基本目標1 生産から販売に至る食品の安全を守ります ～守る安全～

① 基本施策

総事業数	A	B	C	A・Bの割合	評価
27	26	0	1	96.3%	順調

② 基本目標

〔指標〕 食品安全検査の基準適合率：収去検査適合数／収去検査全数 *収去検査とは、食品衛生法に基づき、製造所や販売店等から食品等を無償で採取し検査すること。				
基準値 (平成25年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	目標値 (平成30年度)
98.9%	98.5%	99.2%	実績 99.5%	100%
			進捗度 99.5%	

※ 収去検査不適合の施設は改善指導を行い、食品の基準適合を確認している。

【目標の評価】

- 基本施策は全体事業のA評価とB評価の割合が96.3%と順調に進捗している。

【放射性物質対策について】

平成28年度に生産者が出荷制限地域の農産物を混入させて出荷したことにより、学校給食で使用した食材から基準値を超える放射性物質が検出された事例があった。この対応として、給食調理前に検査結果が把握できるよう、食材の検査を当日検査から前日検査に見直すとともに、生産・流通・販売の各段階において出荷制限に関する情報を周知・徹底し、再発を防止することにより、安全・安心の確保を図った。

- 基本目標の指標である「食品安全検査の基準適合率」は99.5%と順調に推移している。
- 今後も目標の達成に向け、生産段階、製造加工段階、流通販売段階における安全性の確保及び食品事業者の法令遵守と自主衛生管理の徹底により、食品の安全性を確保していく。

イ 基本目標 2 市民の食に対する安心感を向上します ～広げる安心～

① 基本施策

総事業数	A	B	C	A・Bの割合	評価
11	8	2	1	90.9%	順調

② 基本目標

〔指標〕 市民の食に対する安心感を高めるための出前講座・食品安全ゼミナールの参加者数				
基準値 (平成25年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	目標値 (平成30年度)
630人 (16回)	1,516人 (14回)	866人 (20回)	実績 1,144人 (21回)	1,000人
			進捗度 114.4%	

【目標の評価】

- ・ 基本施策は全体事業のA評価とB評価の割合が90.9%と順調に進捗している。
- ・ 基本目標の指標である「出前講座・食品安全ゼミナールの参加者数」は1,144人で、平成30年度の目標値を達成しており、実施回数も着実に増加している。今後も市民への食に関する情報提供や正しい知識の普及啓発などにより、市民の食に対する安心感を高めていく。

ウ 基本目標 3 市民・事業者・行政の食に関する相互理解を促進します ～築く信頼～

① 基本施策

総事業数	A	B	C	A・Bの割合	評価
6	6	0	0	100%	順調

② 基本目標

〔指標〕 市民・事業者・行政の食に関する相互理解を促進するための食の安全に係る意見交換会の参加者数				
基準値 (平成25年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	目標値 (平成30年度)
353人 (2回)	448人 (4回)	508人 (4回)	実績 478人 (6回)	600人
			進捗度 79.7%	

【目標の評価】

- ・ 基本施策は全体事業のA評価とB評価の割合が100%と順調に進捗している。
- ・ 基本目標の指標である「食の安全に係る意見交換会の参加者数」は、意見交換会の回数を4回から6回に増やし、機会拡大を図ったが、工場見学の受け入れ先の事情により、募集人数を制限せざるを得なかったことから、79.7%の進捗度となった。今後とも、目標達成に向け、多くの参加者数を確保できるよう努めていく。

エ 基本目標 4 食の安全と安心を支える体制を充実します ～支える安全・安心～

① 基本施策

総事業数	A	B	C	A・Bの割合	評価
7	7	0	0	100%	順調

② 基本目標

〔指標〕 食品関係施設等の監視率 年間の監視施設数 / 7,500施設 (市内の全食品関係施設等の約半数)				
基準値 (平成25年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	目標値 (平成30年度)
95.7%	96.7%	97.6%	実績 100%	100%
			進捗度 100%	

《参考》食品関係施設等の監視について

食品関係施設等は、市内に約14,000施設あり、これらの施設を危害度別（タイプ1～4）に分類し、市内施設の約半数にあたる7,500施設を目標に監視を実施している。

【タイプ1 食品事故発生時に社会的な影響が極めて高い施設】

年複数回以上の監視を実施

【タイプ2 食品事故発生時に社会的な影響が高い施設】

年1回以上の監視を実施

【タイプ3 中小規模の製造施設・調理施設】

2年に1回以上の監視を実施

【タイプ4 食中毒のリスクが少ない施設】

3～6年に1回以上の監視を実施

【目標の評価】

- 基本施策は全体事業のA評価とB評価の割合が100%と順調に進捗している。
- 基本目標の指標である「食品関係施設の監視率」は食中毒予防のため、食肉取扱い施設や給食施設等を重点的に監視したことから、100%の進捗度となった。今後も各事業を一層推進し、国や関係機関との連携を図るとともに、消費者対応の充実や監視・検査体制の充実、食中毒対策の強化により、食の安全と安心を支える体制を充実していく。

3 全体評価

全ての基本施策は順調に進捗しており、各指標についても達成に向け順調に推移していることから、4つの基本目標（守る安全、広げる安心、築く信頼、支える安全・安心）の達成に向け、計画は着実に進捗している。

今後も各事業に積極的に取り組み、基本目標の達成に向け、計画を推進し、食品の安全を確保していく。

第1章 計画の策定について

1 計画の趣旨

- 食品の安全確保は、国における基本的な方針のもと、都道府県及び中核市等において地域の実情に応じた対策が図られており、本市においては、宇都宮市食品安全条例の基本理念に基づき、「宇都宮市食品安全推進計画」を平成21年3月に策定し、食の安全・安心確保に関する施策を推進してきました。
- しかしながら、食品の安全を揺るがす事案が依然として発生していることから、新たな課題に対応できるよう取組の充実を図り、安全で安心できる食環境の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

条例の基本理念(要旨)

- 1 事業者は自主的な取組を基本とし、安全で安心な食品等を提供することにより、消費者の信頼を獲得する。
- 2 市、事業者及び市民は食品の安全確保に関する情報収集及び提供により、それぞれの取組を相互に理解し協力する。

2 計画の位置づけ

- 第5次宇都宮市総合計画改定基本計画(後期基本計画)の分野別計画
- 「宇都宮市食品安全条例」第7条に規定する計画

3 計画期間

- 平成26年度(2014年)～平成30年度(2018年)の5年間

第2章 食の安全・安心に関する現状と課題

食を取り巻く社会状況の変化

- **農業の6次産業化**
 - ・六次産業化法の成立に伴い、6次産業の増加が見込まれるため、食品の製造・加工・販売を一体的に行う生産者に対する衛生指導が必要です。
- **食品に係る新たな基準の設定**
 - ・国が設定した食品中の農薬や放射性物質、生食用食肉等の新たな基準に対応するため、食品の安全検査や監視指導の充実が必要です。
- **食物アレルギーによる健康被害**
 - ・食物アレルギーによる事故の未然防止のため、食物アレルギーを持つ人が安心して生活できる食環境づくりが必要です。
- **食品表示の適正化**
 - ・生産から販売段階までを規制する「食品表示法」が成立したため、食品事業者に対する表示の徹底や市民に対する表示の正しい知識の普及が必要です。
- **市民の信頼を損なう事案の発生**
 - ・偽装表示や食品自主回収など市民の信頼を損なう事案が依然として発生しているため、事業者の信頼を高める取組が必要です。
- **生食文化と結びついた食中毒の発生**
 - ・ユッケや浅漬を原因とした食中毒死亡事例の発生など、食中毒の未然防止のため、事業者による自主衛生管理の徹底や市民へ正しい知識の普及が必要です。

食に対する市民の意識

- **食品の安全性に不安を感じる事柄**
 - ・食中毒、農薬の残留、輸入食品、食品中の放射性物質、食品添加物の使用、遺伝子組換え食品 など
- **本市に求める対策**
 - ・安全な農作物の生産、食品営業施設の監視指導の強化、食品の検査体制の充実、食品安全・消費生活の情報提供、食育の推進 など ※平成24年12月に実施した調査より

これまでの実績

- **監視指導の充実**
 - ・食品営業施設の監視件数 7,066件(H20) ⇒ 7,114件(H24)
- **試験検査の充実**
 - ・食品の安全検査件数 1,025件(H20) ⇒ 1,157件(H24)
- **消費者の食に関する知識の普及と理解の促進**
 - ・食品衛生出前講座の受講者数 501人(H20) ⇒ 1,005人(H24)
- **食品に関する情報共有の推進**
 - ・食品危害情報等の提供登録者数 301件(H21) ⇒ 904件(H24)
- **消費者と生産者の相互理解の推進**
 - ・地産地消推進店の認定件数 67件(H22) ⇒ 84件(H24)

課題の総括

- 1 生産から販売に至る食品の安全確保
 - ・六次産業化法や食品表示法の成立に伴い、生産から販売に至る食品を提供する事業者への一貫した対策が必要
- 2 市民の安心感を高める取組の充実
 - ・市民の食品に対する安心感を高めるため、食品の安全検査や正しい知識の普及など、取組の充実が必要
- 3 市民・事業者・行政の相互理解の促進
 - ・事業者の信頼を高めるため、市民と事業者の食に関する相互理解を促進する取組の充実が必要
- 4 食の安全と安心を支える体制の充実
 - ・1～3に基づいた具体的な取組の推進を図るため、食の安全と安心を支える体制の充実が必要

第5章 計画の推進に向けて

○関係者の責務・役割

- 市**
 - ・食の安全・安心の確保に関する施策を計画的に推進します。
- 食品事業者**
 - ・法令の遵守及び自主的な衛生管理を推進し、安全な食品を供給するとともに、正確かつ適切な情報提供に努めます。
- 市民**
 - ・食に関する知識と理解を深め、必要な情報を収集します。

○計画の推進体制

市の推進組織や外部組織(宇都宮市食品安全懇話会)により、計画の進捗状況等の検証を行います。

第3章 計画の目標

基本的な考え方

- ◆ 食品の生産から消費に至る幅広い視野に立った一貫した施策の推進
- ◆ 市民にとって安全で安心できる食環境の実現
- ◆ 関係者の相互理解と協力・連携の推進
- ◆ 食の安全と安心を確保するための体制整備の推進

基本目標

基本目標1 生産から販売に至る食品の安全を守ります

【指標】
食品安全検査の基準適合率
98.9% (現状) ➡ 100% (5年後)

基本目標2 市民の食に対する安心感を向上します

【指標】
市民の安心感を高めるための出前講座・食品安全セミナーの参加者数
600人 (現状) ➡ 1,000人 (5年後)

基本目標3 市民・事業者・行政の食に関する相互理解を促進します

【指標】
市民・事業者・行政の相互理解を促進するための食の安全に係る意見交換会の参加者数
350人 (現状) ➡ 600人 (5年後)

基本目標4 食の安全と安心を支える体制を充実します

【指標】
食品関係施設等の監視率
94.0% (現状) ➡ 100% (5年後)

○取組の数値目標

市の関係各課が取り組んでいる食品の安全確保に関する事業を「施策推進事業(55事業)」と位置付け、計画期間内の目標値を明確にし、毎年進行管理を行います。

第4章 施策の展開

基本目標1

食品の取り扱いが適切に行われているか監視指導を行うとともに、食品検査により安全性の確認を行うなど、生産から販売に至る食品の安全性を確保します。

- 基本施策(1) 生産段階における安全性の確保**
 - ★6次産業事業者への指導充実 **【拡充】** **【重点】**
 - ★農産物の放射性物質対策の推進(継続)
 - ★食肉の放射性物質対策の推進(継続)
- 基本施策(2) 製造・加工段階における安全性の確保**
 - ・食品安全検査・監視指導の充実(継続) **【重点】**
 - ★学校給食の放射性物質対策の推進(継続)
 - ★アレルギー物質混入防止に向けた技術指導(継続)
 - ★学校給食における食物アレルギー対策の推進 **【拡充】** **【重点】**
- 基本施策(3) 流通・販売段階における安全性の確保**
 - ★不良食品の排除 **【拡充】** **【重点】**
- 基本施策(4) 事業者の法令遵守と自主衛生管理の徹底**
 - ・事業者の法令遵守の徹底(継続)
 - ★食品表示法に基づく表示の徹底 **【新規】** **【重点】**
 - ・事業者の自主衛生管理の促進(継続)

基本目標2

食の安全性や大切さなどについて、正確で分かりやすい情報を積極的に提供し、市民の知識と理解を深め、食に対する安心感を広げます。

- 基本施策(1) 市民への食に関する情報提供の推進**
 - ・食の安全・安心情報の充実 **【拡充】** **【重点】**
- 基本施策(2) 市民へ正しい知識の普及と啓発**
 - ★食品安全セミナーの開催 **【新規】** **【重点】**
 - ・食品衛生出前講座の実施(継続)
- 基本施策(3) 市民の食品表示に関する理解促進**
 - ・食品表示の知識普及 **【拡充】** **【重点】**
- 基本施策(4) 食育を通じた市民の食に関する理解促進**
 - ★地域における食育の推進(継続)

基本目標3

市民・事業者・行政の各取組について、情報を共有し、相互に理解を深め、信頼関係を築きます。

- 基本施策(1) 食に関する情報共有の推進**
 - ・うつのみやハサップ認証施設情報の共有 **【拡充】** **【重点】**
- 基本施策(2) リスクコミュニケーションの推進**
 - ・食の安全に係る意見交換会の充実 **【拡充】** **【重点】**
- 基本施策(3) 消費者と生産者の相互理解の推進**
 - ★「食」や「農」に関する情報の発信(継続)

基本目標4

専門的な知識を備えた人材の育成や食中毒発生時の健康危機管理対策など、具体的な取組を推進するために必要な基盤の強化を図ります。

- 基本施策(1) 国・他自治体・関係団体との協働体制の推進**
 - ・関係機関等との情報交換と連携の推進(継続)
 - ★消費者団体等との情報交換(継続)
- 基本施策(2) 消費者相談対応の充実**
 - ・相談窓口における消費生活相談の実施(継続)
- 基本施策(3) 監視・検査体制の充実**
 - ・食品衛生監視員・食品検査員等の資質向上(継続) **【重点】**
- 基本施策(4) 健康危機管理体制の強化**
 - ★生食文化と結びついた食中毒等の発生防止対策 **【新規】** **【重点】**

*55事業のうち主な事業を掲載。★は2次計画から計上事業

「第2次宇都宮市食品安全推進計画」取組状況調査票

別紙

基本目標	基本施策	施策	事業NO.	取組名	取組内容	施策指標	基準値 (平成25年度)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成28年度の取組状況 及び今後の取組方針	最終年度 (平成30年度) 目標値
								数値	進捗	数値	進捗	数値	進捗		
生産から販売に至る食品の安全を守ります 基本目標1 守る安全	1 生産段階における安全性の確保	農産物の安全性確保対策	1	農薬の適正使用の推進【農林生産流通課】	栃木県や生産団体と連携し、農業技術者連絡協会等において農薬適正使用説明会を開催して作物に適した農薬の使用量や時期、飛散防止措置などの農薬の適正使用の普及を促進する。	園芸作物推進会議・農薬適正使用説明会の開催数	8回	目標 8回 実績 8回	A	目標 8回 実績 8回	A	目標 9回 実績	計画どおり実施できた。県や生産者団体と連携し引き続き農薬の適正使用の徹底を図っていく。	10回	
			2	残留農薬自主検査の促進【農林生産流通課】	生産団体が実施するポジティブリスト制度に対応した残留農薬の自主検査を促進させ、市民に安全な農産物を提供する。	残留農薬自主検査の実施件数	45件	目標 50件 実績 53件	A	目標 55件 実績 53件	A	目標 55件 実績	概ね計画どおり実施できた。残留農薬検査の実施状況等の確認を行い安全安心の確保の促進を図っていく。	60件	
			3	GAP導入の促進【農林生産流通課】	栃木県や生産団体と連携し、農薬の適正な使用や作業者の衛生管理など、食品安全に関わる生産工程の正確な実施や記録、点検、評価を行うGAPの導入を促進する。	GAP導入作物品種数	32品目	目標 34品目 実績 34品目	A	目標 34品目 実績 34品目	A	目標 34品目 実績	計画どおり実施できた。目標とする品目数についてはGAP導入されている。	34品目 (全品目)	
			4	環境にやさしい農業の推進【農林生産流通課】	化学肥料や農薬に過度に依存することなく、環境と調和のとれた持続的な農業生産を普及するとともに、栃木県が認定する農業者(エコファーマー認定者)を拡大する。	エコファーマーの認定者数	770人	目標 790人 実績 444人	C	目標 800人 実績 436人	C	目標 810人 実績	エコファーマーの認定は更新制であり、農家の高齢化等に伴い認定者数は減少傾向にあるが、エコファーマーの栽培方法と同等以上に環境に配慮した栽培方法により生産される特別栽培米の作付面積は拡大している。今後もエコファーマーをはじめとする環境保全型農業に取組み農業者の確保・育成に努めていく。	820人	
			5	農産物直売所等の指導充実【農林生産流通課・生活衛生課】	重点	農産物直売所等における生産履歴の記載の徹底を図るとともに、安全・安心な農産物を供給するため、GAP導入への理解促進を図る。	生産履歴の記載に係る直売所等への巡回指導回数	1回	目標 2回 実績 2回	A	目標 2回 実績 2回	A	目標 2回 実績	計画どおり実施できた。引き続き生産履歴記載等に関して直売所への巡回指導を実施する。	2回
		6	農産物の放射性物質対策の推進【農林生産流通課】	出荷制限された農産物の販売状況を確認することで、食品衛生法に基づく放射性物質の基準値を超過した農産物の流通を防止する。	食品の製造・販売等を行う事業所への監視率	-	目標 42施設 実績 42施設	A	目標 84施設 実績 84施設	A	目標 128施設 実績	計画どおり実施できた。(市内157か所を平成26年度から開始し、5年で一巡。)今後も監視指導を強化し食中毒の未然防止を図っていく。	100% (157施設)		
		7	食肉検査の実施【食肉衛生検査所】	と畜場で処理される牛や豚など、と畜検査を実施して食用不適の食肉を排除するとともに、枝肉が細菌等で汚染されていないかを検査し、安全で衛生的な食肉の供給を図る。	牛・豚の全頭検査の実施率	100%	目標 100% 実績 100%	A	目標 100% 実績 100%	A	目標 100% 実績	計画どおり実施できた。今後も適切なと畜検査を実施し、安全な食肉の供給を図っていく。	100%		
		8	BSEスクリーニング検査の実施【食肉衛生検査所】	48か月齢超の牛について、BSE感染牛由来の食肉の流通を未然に防止するとともに、特定危険部位の除去の徹底を図る。	48か月齢超の牛のBSEスクリーニング検査の実施率	100%	目標 100% 実績 100%	A	目標 100% 実績 100%	A	目標 - 実績	計画どおり実施できた。平成29年4月より健康牛のBSE検査は廃止されたため、今後はBSEを疑う症状の牛の検査を実施し、特定危険部位の除去の徹底を図っていく。	100%		
		9	食肉の放射性物質対策の推進【食肉衛生検査所】	と畜場でと畜処理された食肉(牛肉を除く豚肉等)の放射性物質モニタリング検査を実施し、その安全情報を市民へ発信する。	食肉における放射性物質検査の基準適合率	100%	目標 100% 実績 100%	A	目標 100% 実績 100%	A	目標 100% 実績	計画どおり実施できた。今後も放射性物質検査を実施し、食肉の安全確保していく。	100%		
		10	農畜水産物検査の充実【衛生環境試験所・食肉衛生検査所】	野菜の農薬残留検査や食肉・鶏卵等の動物用医薬品検査等を実施し、その結果に基づき、生産部局と連携して生産者へフィードバックし、安全な農産物等の生産を進める。	検査可能な農薬及び動物用医薬品の種類	335種類	目標 345種類 実績 345種類	A	目標 345種類 実績 345種類	A	目標 349種類 実績	計画どおり実施できた。今後も検査可能な農薬や動物用医薬品の検査項目を増やしていく。	350種類		
2 製造・加工段階における安全性の確保	製造・加工施設等に対する監視指導の充実	11	計画的で効果的な監視指導の充実【生活衛生課】	重点	毎年度「宇都宮市食品衛生監視指導計画」を策定し、危害度の高い施設を重点対象とし、計画的かつ効果的な監視指導を行い、食事故等の未然防止を図る。	食品関係施設等への監視件数	7,200件	目標 7,350件 実績 7,320件	A	目標 7,500件 実績 7,560件	A	目標 7,500件 実績	計画通り実施できた。今後も危害度に応じ、計画的に監視指導を実施していく。特に重症化しやすく、死に至る可能性のある腸管出血性大腸菌O157等の食中毒対策を重点的に取り組んでいく。	7,500件	
		12	と畜場の監視指導の実施【食肉衛生検査所】	と畜場における食肉の衛生管理や食肉搬送用冷蔵車の適正な管理などについて、計画的に監視指導を行うとともに、衛生的な解体作業の徹底など監視指導の強化に努める。	と畜場や食肉搬送用保冷車等への衛生監視回数	14回	目標 14回 実績 30回	A	目標 14回 実績 23回	A	目標 14回 実績	HACCP導入型基準による衛生管理の確認のため、監視指導を強化した。このため、目標値を上回った。引き続き、と畜場の衛生管理を図っていく。	14回		
	製造・加工段階に対する食品検査の充実	13	計画的で効果的な食品検査の充実【生活衛生課・衛生環境試験所】	重点	製造・加工段階における多種多様な食品について、抜き取り検査を計画的かつ効果的に実施し、食品の安全性を確認する。その結果、違反の場合は、改善指導を行うとともに、違反食品の回収や廃棄命令等の措置を行う。	食品安全検査検体数	1,000件	目標 1,120件 実績 1,144件	A	目標 1,296件 実績 1,249件	A	目標 1,300件 実績	概ね計画どおり実施できた。今後も抜き取り検査を計画的かつ効果的に実施し、食品の安全性を確認していく。	1,300件	
		14	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理の徹底【学校健康課】	学校給食衛生管理基準に基づく日常点検や調理器具等の細菌検査、衛生害虫の駆除などにより、給食施設の衛生管理を徹底し、安全な学校給食を提供する。	給食室の定期環境衛生検査・給食室内細菌検査回数(左から定期環境検査、給食室内細菌検査)	6回	目標 6回(3回・3回) 実績 6回(3回・3回)	A	目標 6回(3回・3回) 実績 6回(3回・3回)	A	目標 6回(3回・3回) 実績	計画通り実施できた。今後も給食室の日常点検や細菌検査などを継続して行う。	6回 (3回・3回)		
		15	学校給食の放射性物質対策の推進【学校健康課】	学校給食のより一層の安全・安心を確保するため、学校給食において使用される食材中の放射性物質検査を実施するとともに、調理済みの給食(1食まるごと)についても検査を実施して検査結果を公表する。	学校給食における放射性物質検査の基準適合率	100%	目標 100% 実績 100%	A	目標 100% 実績 99.9%	A	目標 100% 実績	平成28年度は、給食食材検査を1,029回実施し基準値超過が1回、調理済み給食検査を93回実施し基準値超過はなかった。平成29年度は給食食材検査及び調理済み給食検査の放射性物質検査を継続して行う。	100%		

基本 目標	基本 施策	施策	事業NO.	取組名	取組内容	施策指標	基準値 (平成26年度)	平成27年度			平成28年度			平成29年度		平成28年度の取組状況 及び今後の取組方針	最終年度 (平成30年度) 目標値
								数値	進捗	数値	進捗	数値	進捗				
														目標	実績		
生産から販売に至る食品の安全性を守ります 基本目標1 く守る安全く	2 製造・加工段階における安全性の確保	アレルギー物質混入防止対策	16	アレルギー物質混入防止に向けた技術指導【生活衛生課・衛生環境試験所】	市内で製造・加工する食品を対象に、アレルギー物質を含む食品の検査を実施し、その結果をもとに、食品の製造・加工施設への技術的な指導を行い、意図しないアレルギー物質の混入防止を図る。	アレルギー物質検査の検体数	20件	目標 40件	A	目標 40件	A	目標 41件	計画どおり実施できた。今後もアレルギー物質の混入防止への指導を行っている。	40件			
			17	学校給食における食物アレルギー対策の推進【学校健康課】	学校と保護者の連携を図りながら、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、可能な限り給食で対応し、食物アレルギーへの理解を深めるとともに、食物アレルギーの基礎知識やアドレナリン自己注射薬の使い方などの研修会を開催し、全ての教職員が適切に対応できる体制を整備する。	食物アレルギーの校内研修を実施している学校数	50校	目標 93校	A	目標 93校	A	目標 93校	計画通り実施できた。食物アレルギー事故の未然防止策の徹底とアナフィラキシーの発症など、万が一の時に備え、全ての教職員が適切に対応できるよう、引き続き、研修を実施していく。	93校(全校)			
		製造・加工業者の自主衛生管理の促進	18	HACCPシステムを取り入れた衛生管理の推進【生活衛生課】	食品事業者が原材料の安全性の確認や施設設備の衛生管理を徹底するなど、HACCPの考え方に基づく技術的支援を行うとともに、食品の製造・加工施設等を対象に、「HACCP導入型基準」を普及し、HACCP手法を取り入れた衛生管理の導入を促進する。	HACCP手法を導入した施設への監視件数(延べ件数)	50件	目標 75件	A	目標 75件	A	目標 75件	計画どおり実施できた。より一層の導入促進を図るため、今後も監視等により、HACCP導入に向けた支援を実施していく。	80件			
			19	食品事業者に対する融資の活用支援【商工振興課】	食品事業者に対する市制度融資の活用により、HACCP手法などによる自主衛生管理の維持向上を図るとともに、経営の改善、安定化による安全な食品の安定供給を支援する。	製造業(食料品)と飲食業の融資件数	240件	目標 -	-	目標 -	-	目標 -	今後も継続して取り組んでいく	-			
			20	と畜場における自主衛生管理の促進【食肉衛生検査所】	と畜場関係者との連絡会議を定期的に開催することにより、HACCP手法による自主衛生管理の促進を図り、より安全な食肉を提供する。	食肉衛生推進連絡会議の開催数	6回	目標 24回	A	目標 6回	A	目標 6回	HACCP導入型基準による衛生管理が位置付けられたため、例年より若干多く会議を開催したことから、目標値を上回った。引き続き、HACCP導入に向けた技術的支援を図っていく。	6回			
	3 流通・販売段階における安全性の確保	中央卸売市場の衛生確保対策	21	市場機能の充実と衛生管理の推進【中央卸売市場】	低温売場や荷捌き所の充実を図るとともに、品質管理責任者を中心とした衛生管理マニュアルの徹底などにより、さらなる市場の衛生管理を推進する。	水産低温せり場の消毒・オゾン濃度管理の実施率	100%	目標 100%	A	目標 100%	A	目標 100%	計画どおり実施できた。今後も市場機能の充実と衛生管理の推進に努めていく。	100%			
			22	不良食品の排除【生活衛生課・衛生環境試験所】	市内に流通する食品について、細菌検査や食品添加物、放射性物質検査等の検査を実施し、違反食品の排除に努めるとともに、ホームページ等において結果を公表する。	流通食品における放射性物質検査の基準適合率	100%	目標 100%	A	目標 100%	A	目標 100%	計画どおり実施できた。今後も食品衛生法に定める基準値を超過した食品が流通しないよう、放射性物質検査等を計画的に実施し、不良食品の排除に努めていく。	100%			
		流通食品の安全確保対策	23	高度で多様化する検査への対応の充実【衛生環境試験所】	アレルギー物質を含む食品や輸入食品中の残留農薬等の新たな規制に伴う検査など、高度で多様化する食品検査に的確に対応するとともに、食中毒等の健康被害の原因究明のため、遺伝子レベルでの検査機能を充実する。	輸入食品の検査検体数	50検体	目標 60検体	A	目標 70検体	A	目標 80検体	輸入食品の検査を強化したことにより、年度目標を上回った。今後も計画的かつ効果的に検査を実施し、輸入食品の安全性を確認していく。	80検体			
	4 食品事業者の法令遵守と自主衛生管理の徹底	法令遵守の徹底	24	食品事業者の法令遵守の徹底【生活衛生課・食肉衛生検査所】	食品事業者は食品衛生法等の各種法令を遵守し、生産から販売に至る安全な食品を供給する責務があることから、従事者に法令遵守を徹底するとともに、市が実施する食品衛生講習会などに参加し、新たな規格や基準など資質向上に努める。	衛生講習会の受講者数	3,800人	目標 4,040人	A	目標 4,160人	A	目標 4,280人	開催回数は前年度と同程度であったが申込団体の会員数が少なかったことから、受講者数は減少した。引き続き、講習会を開催し、食品事業者の資質向上に努めていく。	4,400人			
			25	食品表示法等に基づく表示の徹底【生活衛生課・健康増進課】	国や栃木県、市の関係課と連携し、農産物直売所や食品販売店等で販売されている食品表示の監視を合同で実施して必要に応じ、法律に基づいた改善を指導する。	食品表示の合同監視回数	-	目標 -	-	目標 2回	A	目標 2回	計画どおり実施できた。今後も計画的に合同監視を実施し、食品表示の適正化に努めていく。	2回			
26			計量法に基づく商品量目立入検査の実施【計量検査所】	スーパー等で販売されている食肉・魚介類・野菜等について、商品に表示された内容量と実量との誤差が計量法で定められた範囲内にあるか立入検査を実施する。	スーパー等への商品量目立入検査率	100%	目標 32店舗	A	目標 32店舗	A	目標 32店舗	計画どおり実施できた。今後も着実に検査を行い、正確計量の義務付けを図っていく。	100%				
自主衛生管理の向上		27	食品事業者の自主衛生管理の促進【生活衛生課】	定期的な検便や製品の自主検査の実施など、食品事業者の自主検査等を指導することにより、自主的な衛生管理を促進するとともに、食品事業者がHACCP手法を取り入れた衛生管理を導入できるよう技術的支援を行う。	HACCP導入型基準適合施設数	21施設	目標 27施設	A	目標 28施設	A	目標 29施設	概ね計画どおり実施できた。今後も研修会を開催するなど、HACCP導入に向けた支援を実施するとともに、市民に対し、HACCPについての認知度向上を図っていく。	30施設				
		28	食品関係団体の自主活動の支援【生活衛生課】	食品事業者による自主衛生管理を促進するとともに、食品衛生に関する相談、指導、助言を行う食品衛生推進員の自主衛生管理の普及啓発活動を支援する。	食品衛生推進員・指導員研修会の開催数	3回	目標 3回	A	目標 3回	A	目標 3回	計画通り実施できた。今後も研修会を開催し、自主衛生管理の普及促進を担う食品衛生推進員及び指導員の知識向上を図っていく。	3回				
食品危害情報への対応		29	食品危害申出への対応の充実【生活衛生課】	食品危害専用電話を活用した夜間・休日の連絡体制により、市民からの食品の安全性に関する相談に的確に対応し、その相談内容に応じ、迅速に調査を行うとともに、適切な措置を講じ、被害の未然防止・再発防止を図る。	食品危害情報申出件数	100件	目標 -	-	目標 -	-	目標 -	今後も食品危害の情報を探知した場合、迅速に調査を行うとともに、適切な対応により、被害の未然防止・再発防止を図っていく。	-				

基本 目標	基本 施策	施策	事業NO.	取組名	取組内容	施策指標	基準値 (平成26年度)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成28年度の取組状況 及び今後の取組方針	最終年度 (平成30年度) 目標値	
								数値	進捗	数値	進捗	数値	進捗			
																目標
市民の食に対する安心感を向上します 基本目標2 市民の食に対する安心感を 広げる安心	1 市民への食に関する情報提供の推進	食に関する情報提供の推進	30	食の安全・安心情報の充実【生活衛生課】	重点	ホームページや情報紙「せいかつえいせい」等を通じ、信頼性の高い確かな情報を提供することで、市民の食に対する理解と安心感を高める。	情報紙「せいかつえいせい」の発行部数	6,000部	目標 10,000部 実績 10,000部	A	目標 10,000部 実績 10,000部	A	目標 10,000部 実績	計画どおり実施できた。今後も市民が理解しやすく、親しみやすい内容となるよう工夫しながら、情報提供を推進していく。	10,000部	
		消費生活に関する情報提供の推進	31	消費生活情報の提供【消費生活センター】		生命・身体に関わる食品の安全情報について、ホームページや広報紙などを通じて市民に迅速に情報提供する。	市ホームページ等への情報掲載回数	20回	目標 24回 実績 22回	A	目標 24回 実績 23回	A	目標 26回 実績	概ね計画どおり実施できた。今後も、相談や被害件数が急増している喫緊の事例を中心に、ホームページや広報紙、生活情報誌等で情報提供を行っていく。	30回	
	2 市民への正しい知識の普及啓発	食に関する知識の普及	食品衛生出前講座の実施【生活衛生課】	32	食品衛生出前講座の実施【生活衛生課】		食中毒予防や食品表示など市民が知りたいことについて、職員が直接、市民のもとに向いて講話するなど、食品に関する正しい知識や食品の安全性に関する啓発を積極的に行う。	食品衛生出前講座の受講者数	600人	目標 680人 実績 584人	B	目標 720人 実績 629人	B	目標 760人 実績	概ね計画どおり実施できた。引き続き、参加者のニーズに即した内容を検討し実施していく。	800人
			食品安全セミナーの開催【生活衛生課】	33	食品安全セミナーの開催【生活衛生課】	重点	中学生を対象に食品安全セミナーを開催し、食中毒予防や手洗いの大切さなど、食品の安全に関する学習の機会を増やし、市民の基礎的な知識を深める。	食品安全セミナーの開催数	-	目標 4回 実績 4回	A	目標 5回 実績 5回	A	目標 5回 実績	計画どおり実施できた。子どものころから食中毒や食品添加物などについて理解を深めることは、食品の基礎的な知識向上につながることから、今後も引き続き普及啓発を継続していく。	6回
			食育出前講座の実施【健康増進課】	34	食育出前講座の実施【健康増進課】		自治会や任意サークル等を対象とした出前講座を実施し、食事バランスガイドや栄養成分表示の見方などの普及啓発を通して、栄養バランスのとれた生活の実践を支援する。	食育出前講座の受講者数	1,500人	目標 1,500人 実績 1,287人	B	目標 1,500人 実績 838人	C	目標 1,500人 実績	出前講座開催回数の大きな減少は見られないが、受講者数は減少傾向にある。しかし、食育の課題を有する世代(若壮年期)の受講者数は増加している。今後は、更なる食育の推進を図るため、受講者世代の課題に応じた内容を検討するなど、効果的な実施に向けた検討を行なっていく。	1,500人
			出張市場講座の実施【中央卸売市場】	35	出張市場講座の実施【中央卸売市場】		中央卸売市場の食材を使用した調理体験を盛り込んだ出張市場講座を開催し、市場の役割や生鮮食品の見極め方など、食に関する様々な情報を紹介して、食の安全・安心の理解を深める。	出張市場講座の開催数	6回	目標 6回 実績 6回	A	目標 9回 実績 9回	A	目標 9回 実績	計画どおり実施できた。実施数を3回増やし、昨年に比べて参加者数も増加した。講座の内容も検討し、より参加者が興味を持つものにしていく。	6回
	3 市民の食品表示に関する理解促進	消費生活に関する知識の普及	消費生活に関する知識の普及	36	消費生活出前講座の実施【消費生活センター】		講師が地域のコミュニティセンターや公民館等に出向き、悪質商法や契約トラブルなど、消費者被害に遭わないポイントについて、わかりやすく解説する消費生活出前講座を実施し、消費生活に関する正しい知識と理解を深める。	消費生活出前講座の受講者数	4,100人	目標 4,300人 実績 4,302人	A	目標 4,400人 実績 4,162人	A	目標 4,500人 実績	概ね計画どおり実施できた。今後も、相談内容を分析し、年代に合わせた最新の事例をもとに、出前講座を行っていく。また、各団体等への出前講座案内送付に加え、市内各学校等に出前講座の開催を促し、今後の成人年齢の引き下げを見据えた若者の消費者教育を行っていく。	4,500人
			食品表示の理解促進	37	食品表示の知識普及【生活衛生課】	重点	食品表示の状況について、日常の購買行動を通して消費者の視点から継続的にモニタリングを行う食品安全ウォッチャーを公募し、市民の食品表示に対する理解を深める。	食品安全ウォッチャーによる表示調査報告数	5,500件	目標 5,900件 実績 5,519件	A	目標 6,100件 実績 5,070件	B	目標 6,300件 実績	ウォッチャーによる報告数に偏りがあり、さらに全体的な報告数の減少が見受けられたことで、目標値に届かなかった。各ウォッチャーへ調査票の提出について再度依頼し、平成30年度の目標値達成に向け取り組んでいく。	6,500件
	4 食育を通じた市民の食に関する理解促進	食育の推進	地域における食育の推進【健康増進課】	38	地域における食育の推進【健康増進課】		宮っこ食育応援団など、企業や関係団体等との連携の強化を図りながら、地域社会全体で、家庭や学校における食育の取組を推進し、市民が食育の取組を実践しやすい環境づくりに取り組む。	宮っこ食育応援団事業における連携事業実施団体数(団体)	5件	目標 6件 実績 5件	B	目標 6件 実績 6件	A	目標 8件 実績	計画どおり実施できた。宮っこ食育応援団との連携事業の実施により、市民への啓発を広く図ることができた。今後、連携団体を増やし、引き続き事業を実施していく。	10件
			市場における食育の推進【中央卸売市場】	39	市場における食育の推進【中央卸売市場】		「親子市場見学会」や「大人の市場講座」を開催し、市場の役割や流通をはじめとした生鮮食品等に関する様々な情報を提供して、市場における食育を推進する。	子どもから大人までを対象とした講座の開催数	5回	目標 5回 実績 5回	A	目標 5回 実績 5回	A	目標 5回 実績	計画どおり実施できた。また、参加者が参加しやすいうちに見学内容や時間の短縮を検討していく。	5回
			学校における食育の推進【学校健康課】	40	学校における食育の推進【学校健康課】		家庭との連携のもと「お弁当の日」を実施することで、食事について親子で共に考える機会を創出し、子どもたちの食への関心を高め、感謝の心をはぐくむなど、学校における食育を推進する。	「お弁当の日」の実施校数	93校	目標 93校 実績 93校	A	目標 93校 実績 93校	A	目標 93校 実績	計画どおり実施できた。今後も「お弁当の日」の実施等を通して、家庭との連携のもと、食育の推進を継続して行う。	93校(全校)

基本 目標	基本 施策	施策	事業NO.	取組名	取組内容	施策指標	基準値 (平成26年度)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成28年度の取組状況 及び今後の取組方針	最終年度 (平成30年度) 目標値
								数値	進捗	数値	進捗	数値	進捗		
市民・事業者・行政の食に関する相互理解を促進します。楽しく信頼し、	1 食に関する情報共有の推進	食に関する情報共有の推進	41	食品危害情報の共有【生活衛生課】	事業者が製造した不良食品の自主的な回収や飲食店等での食中毒発生など、食品危害に関する情報を市民にホームページ及びメールにより迅速に提供し、危害の状況を明らかにすることにより、食品による健康被害の発生・拡大の防止を図る。	食品危害情報メール登録者数	950件	目標 1,150件	A	目標 1,170件	A	目標 1,250件	計画どおり実施できた。今後も食品危害情報メールについて、出前講座や食品衛生責任者講習会等において周知し、登録者の増加を図り、食品による健康被害の発生・拡大の防止に努めていく。	1,200件	
			42	HACCP導入型基準適合施設情報の共有【生活衛生課】	重点	「HACCP導入型基準適合施設」について、市民にホームページや情報紙(思いがけない等)等により、情報提供する(注)、消費者教室等を通じ、食品の安全に取り組む事業者を市民にPRする機会を増やす。	HACCP導入型基準適合施設数(再掲)	21施設	目標 27施設	A	目標 28施設	A	目標 29施設	概ね計画どおり実施できた。今後も研修会を開催するなど、HACCP導入に向けた支援を実施するとともに、市民に対し、HACCPについての認知度向上を図っていく。	30施設
	2 リスクコミュニケーションの推進	意見交換による理解促進	43	食の安全に係る意見交換会の充実【生活衛生課】	重点	食中毒予防や食品添加物など、市民や事業者の関心が高いテーマを設定した食品安全講演会や消費者教室等を開催し、食品の安全やリスク等について情報を交換して市民・事業者・行政の相互理解を図る。	意見交換会の実施回数	2回	目標 4回	A	目標 4回	A	目標 6回	計画どおり実施できた。今後も食品の安全やリスク等について、市民や事業者、行政が相互に理解できるように、意見交換会を開催し、リスクコミュニケーションを推進していく。	5回
			44	「食」や「農」に関する情報の発信【農林生産流通課】		生産者と消費者との相互理解を図るため、市民に宇都宮の農産物や農業体験など、「食」や「農」に関する情報提供を行い、農業や地産地消への理解を促進する。	「食」や「農」に関する情報のメール登録者数	700人	目標 800人	A	目標 850人	A	目標 900人	イベントでの登録の勧誘など新規登録者数の増加に努めたが、目標値に至らなかった。今後もメール登録者数を増加させ、消費者の農業への理解促進を図る。	950人
	3 消費者と生産者の相互理解の推進	消費者と生産者の理解促進	45	消費者と生産者の意見交換会の実施【農林生産流通課】		消費者に地元農産物への理解を深めてもらうとともに、地産地消活動への関心を高めるため、消費者と生産者との意見交換会や交流会を実施する。	地産地消交流会の開催数	1回	目標 1回	A	目標 1回	A	目標 1回	計画どおり実施できた。引き続き地産地消交流会を開催し、消費者と生産者の相互理解を図る。	1回
			46	地産地消推進店認定制度の推進【農林生産流通課】		地場農産物を販売・使用している量販店・飲食店等を認定する「地産地消推進店」のホームページ等でのPRや、「うつつのみや産」表示・コーナーの設置促進等により、市民に安全・安心な地場農産物が手に入れやすい環境を提供するなど、地産地消の普及促進を図る。	地産地消推進店の認定件数	75件	目標 93件	A	目標 102件	A	目標 111件	計画どおり実施できた。地産地消推進店を増加させ、市民が安全・安心な宇都宮産農産物を購入・利用できる環境を整える。	120件
		47	学校給食における地産地消の推進【学校健康課】		「うつつのみや菜ハイウェイシステム」を活用した給食への地場農産物の使用促進や地元生産者等との交流を通じて、流通の仕組みや農業への関心を高めるとともに、地域への愛情や生産者への感謝の気持ちを育む。	給食地場産食材使用率(本市産野菜等38品目及び米のカロリーベースにより算出)	84.7%	目標 —	—	目標 —	—	目標 —	—	地場産食材の使用率(注)は横ばいであるため、引き続き、給食での地場農産物の使用を促進し、地元生産者等との交流などを通じた食育を推進する。	88.0%
食の安全と安心を支える体制を充実します。支える安全・安心を	1 国・他自治体・関係団体との協力的体制の推進	食品安全行政の総合的推進	48	関係機関等との情報交換と連携の推進【生活衛生課】		生産者、食品事業者、消費者の食品関係団体で構成する食品安全関係団体連絡会議を開催し、食品関係団体との情報交換、相互支援等を行い、相互理解を促進させ、協力して食品安全確保対策を推進する。	食品安全関係団体連絡会議等の開催数	2回	目標 2回	A	目標 2回	A	目標 2回	計画どおり実施できた。広域流通食品等による食品事故や大規模な食中毒の発生時には、迅速かつ円滑に対応することが重要であることから、引き続き、関係団体との密接な連携を図っていく。	2回
			49	食品安全懇話会との連携【生活衛生課】		学識経験者、消費者、食品事業者で構成される食品安全懇話会を開催し、食品安全行政の対策、方針、計画等に関し検討を行い、会議の意見を施策・事業に反映させる。	食品安全懇話会の開催数	3回	目標 1回	A	目標 1回	A	目標 2回	計画どおり実施できた。今後も食品安全懇話会を開催し、学識経験者、消費者、食品事業者の意見を反映した施策・事業を推進していく。	3回
			50	消費者団体等との情報交換【消費生活センター】		消費者団体で構成される消費者団体連絡会を開催し、消費者団体間の活動内容や課題等について意見交換や情報共有を図ることにより、消費者団体の健全かつ自主的な活動を支援し、市民の消費生活の向上を図る。	消費者団体連絡会等の開催数	4回	目標 3回	B	目標 2回	A	目標 2回	計画どおり実施できた。今後も必要に応じて消費者団体連絡会を開催し、消費者団体の活動内容や課題等について、意見交換や情報共有を図っていく。	2回
	2 消費者相談対応の充実	相談対応の充実	51	相談窓口における消費生活相談の実施【消費生活センター】		消費者からの様々な苦情や相談の窓口となっている消費生活相談において、健康を損なうおそれのある食品等の情報を探知した場合、迅速に保健所に情報提供し、保健所はその情報をもとに調査を行い、健康被害の発生や拡大の防止を図る。	消費者からの食品に関する相談件数	400件	目標 -	-	目標 -	-	目標 -	今後も、複雑化・多様化する相談内容に対応できるよう、様々な研修への参加とともに、外部講師を招いての相談事例研究会等の開催により、相談員のスキルアップを図っていく。	-
			52	食品衛生監視員・食品検査員等の資質向上【生活衛生課・衛生環境試験所・食肉衛生検査所】		食品衛生監視員や食肉、食品などの検査に携わる職員を対象とした、新しい知識・技術の習得を目的とする各種研修会へ参加することにより、職員の資質向上を図る。	派遣研修の参加回数	44回	目標 60回	A	目標 60回	A	目標 60回	HACCPに関する講習会に積極的に参加したことから、目標を大きく上回った。今後も専門的な知識を備えた人材を育成するため、各種研修会に参加し、食品衛生監視員や食品検査員の資質向上を図っていく。	60回
	3 監視・検査体制の充実	信頼性確保の充実	53	食品検査における信頼性確保【衛生環境試験所・食肉衛生検査所】		試験検査の適切な精度管理を実施し、GLP(業務管理基準)の遵守及び検査技術向上のための研修等により、検査結果の信頼性を確保する。	精度管理の実施回数	13回	目標 14回	A	目標 15回	A	目標 16回	外部機関の実施する精度管理研修会に積極的に参加し、目標数を上回った。引き続き、精度管理を実施し、その結果をもとに、検査法の問題点を検討することにより、精度向上に努めていく。	16回
			54	食品に関する調査研究の推進【衛生環境試験所・食肉衛生検査所】		一斉分析法による残留農薬や動物用医薬品等の検査に係る高感度かつ効率的な分析法の検討や食中毒や不良食品などの原因となる物質について簡便で迅速な検出法の開発など、調査研究を進める。	調査研究発表数	5演題	目標 5演題	A	目標 5演題	A	目標 5演題	積極的に調査研究を実施し、目標数を上回った。今後も調査研究を実施し、その成果を食品の安全確保対策に役立てていく。	5演題
4 健康危機管理体制の強化	食中毒対策の強化	食中毒対策の強化	55	生食文化と結びついた食中毒等の発生防止対策【生活衛生課】	重点	飲食店や食肉販売店等に対し、牛・豚レバーの生食用としての提供禁止や生食用食肉の加工調理基準等の徹底を図るとともに、法令で規制されていない鶏肉の食中毒汚染実態調査を実施し、この結果に基づく監視指導を強化し、食中毒の未然防止に努める。	生食による食中毒発生リスクの高い施設への監視率	-	目標 365施設100%	A	目標 93施設	A	目標 153施設	計画どおり実施できた。(市内365施設を平成28年度から開始し、5年で一巡。)牛・豚レバーの生食用としての提供禁止や生食用食肉の加工調理基準等の徹底を図るとともに、法令で規制されていない鶏肉の食中毒の防止等に努めていく。	100%(365施設)

「(仮称)健康ポイント事業」の実証事業について

◎ 趣旨

平成30年度の事業開始に向け、10月から実証事業を実施することから、その概要について報告するもの

1 「(仮称)健康ポイント事業」の概要

(1) 目的

一人でも多くの市民が積極的に健康づくりに取り組む契機となるよう、健康づくりの各種取組にインセンティブ(成果報酬)を提供する「(仮称)健康ポイント事業」を実施し、「健康寿命の延伸」を図る。

(2) 対象者

18歳以上の市民

(3) 対象となる健康づくり活動

スマートフォン用のアプリを活用し、以下の活動にポイント付与する。

- ・ 「歩く」: 歩数に応じてポイント付与
- ・ 「自転車に乗る」: 走行距離に応じてポイント付与
- ・ 「体重の記録」: 体重を計測し、計測を継続した期間に応じてポイント付与
- ・ 「健診の受診」: 健診受診に応じてポイント付与
- ・ 「体重の適正化」: BMIの改善または基準値の維持に応じてポイント付与

(4) 事業の流れ

別紙参照

2 実証事業について

(1) 期間

平成29年10月1日～12月31日(3ヶ月間)

(2) 検証事項

- ・ アプリ、ポイント管理システムの稼動検証
- ・ 基礎となる活動量(歩数、自転車走行距離)と行動変容後の活動量の把握
- ・ 参加者の意識調査(魅力あるポイント交換対象、活動を継続するための要素)
- ・ コールセンターの対応内容(自動返信機能を検討中) など

(3) 実施方法

① 行動データの収集・分析

モニター調査員400人にアプリを使用してもらうことで、行動データを収集・分析する。

② アンケート調査

実証事業終了後、モニター調査員を対象にアンケート調査を実施する。

(4) モニター調査員への謝礼

貯めたポイント数等に応じて、最大3,000円分のクオカードを提供する。

「(仮称)健康ポイント事業」の事業イメージ図

